平成２５年（フ）第５１８号
北海道千歳市北栄２丁目９番７号　ノースパレス２Ｆ号
債務者　高橋みや子
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５４５号
札幌市厚別区大谷地東４丁目３番10―601号
債務者　村瀬真美子（旧姓飯田）
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５５４号
札幌市白石区中央１条５丁目２番12号　原田ハウス102号
債務者　大山　健二
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５６３号
札幌市西区発寒６条13丁目10番18号　ひまわりコーポ202号
債務者　岸　　孝敏
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５６９号
札幌市西区発寒１条３丁目11番６号
債務者　水島　栄子
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５７７号
札幌市東区北45条東６丁目４番39号　川口マンションＡ－３
債務者　森田　秀子（旧姓関）
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６３４号
札幌市中央区南５条西17丁目２番30号　リバーハイツＡ棟105号
債務者　更科　明美
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５号
北海道稚内市声問４丁目11番５号
債務者　吉田　宏生
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２５年（フ）第６２号
相模原市中央区千代田２丁目６番９号　千代田コーポフロンティア101号
債務者　井上　健太
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第６６号
相模原市緑区上九沢４番地76　ディアスプラザＡ101
債務者　浅田　　舞　（旧姓平山）
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第７５号
相模原市南区鵜野森２丁目17番５―408号
債務者　石川　　保
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第７７号
相模原市中央区南橋本１丁目７番13号　ヴェルドミールイソベ205
債務者　本村　尚登
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第７９号
神奈川県座間市広野台１丁目２番４号　グランデハイツⅢ101号
債務者　野島　　寛
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第９２号
相模原市中央区淵野辺本町２丁目４番14号　アブニール淵野辺本町102
債務者　山口　　清
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１８号
新潟県三条市本町６丁目１番26号、前住所東京都品川区小山２丁目６番13号
債務者　原田　生也
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第２０号
新潟県三条市諏訪１丁目13番６号
債務者　小田　泰之
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第１０４号
愛知県一宮市奥町字川崎73番地　プレシアスフィールドＡ101号
債務者　原田　友之
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部